

日本国憲法「改正」と戦争への道

坪田 典子

1 はじめに 日本国憲法「改正」のねらい

憲法「改正」をめぐる情勢が非常に重大な局面を迎えている。その最大のねらいは、軍事大国化を実行し、戦争のできる「普通の国」にするために憲法九条を「改正」することである。「改正」とは「改悪」の謂である。

このような現状にあって、先ず押さえておかなければならない点は、現在問題になっている憲法「改正」は実は「改正」ではないという点である。自民党憲法草案は、現行の日本国憲法を「改正」といった種類のものではなく、自民党自体が捉えているように、全く別の新しい「新憲法制定」を意味している。「憲法改正」と「新憲法制定」では全く異なった概念である。現行の日本国憲法に「改正」を加えるのではなく、全く新しい別個の憲法と取り替えるということが企図されている。このことがなにを意味しているかということ、日本国憲法とともに始まった戦後秩序体制に代わる全く別の新しい国の体制が構想されているということである。

これらの点を念頭に置いた上で、本稿では、新憲法体制を画策している政府の最大の狙いである憲法九条「改正」を主にとり上げて護憲の立場から、改憲という困難な事態に立ち向かう際の論点をとり上げ、今何を考えていけばいいかを議論したいと思う。

続く2では、日本国憲法改憲のねらいについて、次の3では、憲法「改正」案が林立している現在の背景を経済のグローバリゼーションという外的条件からみていく。また4では、護憲組が日本国憲法発布後60年の経過を経る中で減少してきている一方、反対に戦争擁護組が増えてきている原因が、戦争とそれに先立つ植民地支配という日本の近現代史に対する歴史認識、すなわち加害の戦争責任の認識と密接に関連しているという私たち日本人の内的条件に言及する。

2 戦争の禍根と日本国憲法・第九条

2-1 「武力によらない平和」の思想

日本国憲法が定める三大原則は「平和主義」と「国民主権」と「基本的人権の尊重」である。これらを貫く日本国憲法の精神は、「個人が一人の人間として尊

重される」という点である。国や天皇のために一人一人の個人があるわけではなく、一人一人の幸せのために国があり社会がある。国の権力は、主権者である国民が自分たちで選んだ政府に委託しているのであって、選ばれた政府のものではなく、国の構成員である私たち個人一人一人のものである。その個人一人一人の権利を守るために特別な権力を持った国（の暴走）を縛っているのが憲法である。

これが、主権が国民にあるという主権在民と立憲政治という考え方の基本である。一人一人異なる自立した個人によって私たちの生きる国が構成され、国はそれを構成する個人一人一人の幸せのために運営される。そして個人個人がそのような国を創るために協力し合うのが「個人の尊重」という考え方であり、それを保障しているのが日本国憲法である¹⁾。

明治憲法（大日本帝国憲法）下では、国民は、「お国のために」「天皇のために」精神の自由や生命までもを差し出さなければならず、そのような国民の忠誠（献身）に対し、兵隊の命は「一銭五厘」、すなわち代替のきく「消耗品」としかみなされなかった。お国のための戦力として戦う兵士の命に対してさえ消耗品扱いであるならば、銃後の国民の命はそれ以下としかみなされなかったのは当然といえるであろう。

その結果、先のアジア太平洋戦争で、大本營の無謀で無慈悲な指令によってどれだけ多くの兵士たちが死なずにすんだであろう死を死ななければならなかったことか。膨大な数の兵士の戦病死や餓死に特徴づけられているのが、日本が行った戦争である。また、自決や自害を迫られ死ななくてもいい死を死んだどれだけ多くの兵士がいたことだろう。「規律を乱した」「非国民」ということを至上命令に、軍隊内部において兵士に、また軍隊外で国民に対して行われたどれほど多くの虐殺があったことか²⁾。無謀な戦争の結果どれだけ多くの国民が空襲の火焰の中を、原爆投下の放射能の中を逃げ惑い、死ななければならなかったことか。

そして、実は、そのようにして死ななければならなかった「日本人」の死者の十倍にも相当する一桁違いの膨大な数の死を、「日本」国民に対してなされた以上の残酷さでもって他国民や他民族の上にもたらしてきたことか。

このような戦争の禍根の上に「一切の戦争」を放棄した日本国憲法、憲法九条の成立があった。二十世紀に入り、第一次世界大戦以降、総力戦を初めて経験した人類は、戦争の悲惨をなくそうと努力を重ねてきた。第一次世界大戦後のパリ不戦条約（1929年）や第二次世界大戦後の国連憲章（1945年）で戦争が違法として禁止されてきたのはそのためである。しかし、「侵略戦争」が禁止されたにもかかわらず、第二次世界大戦を防ぐことはできなかった。この苦い教訓から「一切の戦争」を禁止した憲法九条が生まれた。そして敗戦後の国民は、憲法九条を「二度と戦争をしてはいけない」「戦争はこりごり」という思いをもって受け入れ、今日まで育んできた。その憲法九条が今改憲の憂き目に曝されている。

日本国憲法第九条第一項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とある。この条文の内容

は日本国憲法にのみ特有のものではなく、日本国憲法の特徴は九条第二項にある。第二項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としている。ここには具体的な戦力を持たず、武力行使をしないという「武力によらない平和」の思想がある。これが、日本国憲法の平和主義の核心である。

2-2 日本国憲法第九条の何を変えたがっているのか

「改正」の危機にあるのがこの第二項、「武力によらない平和」である。自民党案でも第一項はそのままで、第二項のみが「改正」の対象となっている。日本国憲法「改正」の最大の目標は、九条第二項を変えることである。九条は、「戦争放棄」と「戦力の不保持」、「交戦権の否認」を謳っている。これを変えるということは、軍隊を持ち戦争も辞さない、武力行使も辞さない体制にするということである。自民党案では、「戦争放棄」を謳った第一項はそのままにし、第二項の「戦力の不保持」を「改正」して「自衛軍の保持」を入れる。そして、「自衛軍」の役割として次の三つを規定している。1 自衛のための活動、2 国際平和を維持するための活動、3 緊急事態における公の秩序の維持のための活動、である³⁾。

第九条第一項で謳われているように「戦争放棄」を維持し「武力による威嚇」や「武力の行使」を放棄するのであれば、九条を変える必要は全然ない。それをあえて第二項を変えるということは、上述の三つの活動を行うためには武力の行使、つまり戦争が必要だとされているからに他ならない。そのために、九条第二項を変える必要があるとしている。1、2は、自衛のためや国際平和を維持するためには武力戦争を行うということである。3は、対外的には、自衛のための戦争や国際平和を維持するための戦争に当たらない場合でも、緊急事態における公の秩序の維持という名目のために、武力行使、すなわち戦争を行う可能性を認めている。つまり、国連の決議のあるなしに関わらず、武力行使を目的で派兵できるようにすることが、九条「改正」のねらいである。また、国内的には、例えば、政府の施策に反対するデモ行進に対して、緊急事態における公の秩序の維持という理由で、武力行使の可能性もあり得るとということが示唆されている。

日本の軍事費は、現在は「自衛隊」であるにもかかわらず、アメリカ、イギリス、フランス、中国について世界第5位である⁴⁾。また、日米共同作戦の発動範囲は、60年代には日本列島を含む領域に限られていたのが、いまやその対象を「世界」に拡大している⁵⁾。これだけでも実際には十分軍事大国であるが、憲法九条が盾となって武力行使ができない。武力行使ができないという決定的な障壁を払拭しようとするのが、憲法「改正」のねらいである。憲法を「改正」して名実共に軍事大国化を実行し、外国に行って戦争を行うことのできる「普通の国」にすることが強く主張されている。

3 憲法「改正」と外的条件

1955年の自民党結党以来、憲法改正は党是であった。これまで「改正」の主張

がなされなかったわけではなく、改憲の波は何度か襲ってきている。しかし、今日のように改憲派優勢の状況は、戦後、日本国憲法が公布されて以降初めてのことである。では、なぜ今、憲法「改正」なのか。日本国憲法は公布されて以来60年の間、一度の改憲もなく今日まで来た。世界の国の憲法の中であってこれはむしろ珍しい事態である⁶⁾。日本国憲法を守り育てようという国民の意志がそれだけ強かったことを表わしている。

それが、今日、戦後の歴史の中で初めて、夥しい改憲案が提出される状況にある。1990年代以降今日まで、35以上もの「改正」案が出されている⁷⁾。とりわけ、1997年に新ガイドラインが日米間で締結され、1999年の周辺事態法により新ガイドラインを国内的に実行できる体制⁸⁾ができて以降の二千年紀、21世紀に入って、大半の「改正」案が集中して出されている。しかも、これら改憲案の特徴は、単に憲法九条の「改正」に留まらず、例外なく憲法の全面「改正」、すなわち全く新しい「新憲法制定」が主張されている⁹⁾。通常、全く新しい憲法が作られるのは、革命やクーデターが起こって、国の体制が一変するときである。「新憲法制定」の主張は、戦後秩序の根幹であった日本国憲法によってつくられてきたこれまでの日本の体制を根本的に変えようと画策していることを意味している。

では、なぜこのように多数の改憲案が90年代以降、とりわけ2000年以降に出されるようになったのだろうか。そして、なぜ、90年代以降に出た35以上もの改憲案が九条「改正」とともに、例外なく憲法の全面「改正」を主張するようになったのだろうか。

日本国憲法の全面「改正」が主張されるようになった90年代以後の時期は、冷戦の終焉以降の時期に相当している。共産圏の旧ソ連や東欧諸国が新たに自由主義経済圏に組み込まれていった時期であり、中国が改革開放を推し進め市場経済体制がとられ経済成長を加速させていった時期でもある¹⁰⁾。すなわち、冷戦終焉後、それまで経済ブロックされていた旧ソ連と東欧社会主義国、そして中国という巨大な市場を一気にとり込んだ形で市場経済の大幅な拡大が進み、経済のグローバル化が促進され、その渦中に日本経済もとり込まれた。

この90年代以降の経済のグローバル化、つまり資本＝多国籍企業のグローバル化の下で、大企業の権益を守りその要請に応えるために二つの改革が要請されてきた。一つは軍事大国化の要請であり、もう一つの改革が構造改革である¹¹⁾。

軍事大国化の要請は、グローバル化した企業が自由市場でその活動が安定して行われるために、市場の不安定要因を取り除き市場秩序の安定と安全を確保するため必要とされる。例えば、グローバル経済の動脈である石油の安定供給が脅かされたり、北朝鮮の核危機によって、市場の不安定要因が拡大されると、グローバル経済は大打撃を受ける。つまりグローバル経済とは、先進資本主義諸国の海外資本の安定によって成り立っており、それを乱すものはすべて不安定要因となる。したがって、グローバル市場の「安定・安全」を確保するためには不安定要因を取り除く必要があり、世界で群を抜くアメリカの軍事力¹²⁾がその役割を担い、このような構造の上に国際政治が成り立っているのが、冷戦終焉以降の国際

秩序である。しかし、アメリカが膨大な軍事費を誇ろうとも、アメリカ一国の軍事力によって国際社会の安全を担うことは不可能である。そこで、NATOや、経済大国としての地位を築いた日本に、役割の分担が求められてきた。これが、日本が軍事大国化を求める第一の要因であるが、アメリカからの要請だけでなく、同時にグローバル経済下で活動する財界からの要請としてもある。日本企業の海外進出先では、とりわけ日本企業の安全のためアメリカと一緒にした日本の軍事プレゼンスが強く求められている。

もう一つの構造改革の方は大きく二つの柱からなる。一つは、グローバル経済下で多国籍企業の競争力を強化するために既存の政治が大企業に課してきた負担や規制を取り除くための改革であり、もう一つは規制緩和である。

大企業の負担を取り除くための改革では、大企業がこれまでのように法人税や社会保険などの負担を担っていると、グローバル経済下ではそれだけ国際競争力が弱くなるため、税負担などの軽減が求められる。大企業保護のために財政支出削減部門を必要とし、それを大企業の利益に預からない社会保障部門の費用縮減によって充当することが現に始まっている。それが現在進行中の構造改革という名で行われている「改革」である。

もう一つの規制緩和は、大企業に課している規制を緩和することである。つまり、日本は戦後の改革の中で不十分ながらも資本の野放図な活動を規制し、労働者保護や都市自営業保護、農業保護や女性保護などを行ってきた。これらは日本国憲法体制下で、憲法の理想に現実が合致するよう改革されてきたものである。しかし、そのような方面への支出が嵩むと、企業がグローバル経済下での競争に生き残れないということで、人件費部門の圧縮や正規社員の労働時間規制や数々の保護が打ち切られてきた。

これまでみてきたように、憲法九条を「改正」して軍事大国化しようとする試みは、90年代以降加速した経済のグローバリゼーションと密接に関連している。すなわち、日本国憲法を九条のみならず全面的に「改正」しようとする主張は、グローバリゼーション下で「強国」としての日本の軍事的プレゼンスを求める政府と、グローバル経済下で競争を余儀なくさせられた財界の強い意向から出てきている。グローバリゼーション下で軍事大国化を推し進めるためには、憲法九条を「改正」するだけでは成り立たないのである。それを成り立たせるために、戦後の改革の中で不十分ながらも進められてきた企業への規制や福祉政策、年金政策や平等政策、人権保護の政策を全面的に「改正」しようとしている。

軍事大国化だけなら、憲法九条だけを「改正」すればすむ。憲法を全面的に「改正」、すなわち、新憲法を画策する必要はない。軍事大国化と構造改革とは表裏一体をなしている。軍事大国化とそれを支える構造改革を広く一般の合意へもっていくために、「テロ」や北朝鮮、あるいは中国への脅威が必要以上に煽られる。大企業優先の構造改革の下で締め出され被害を被っている広範な国民層に対して、現実の不合理や生きにくさの眼を外へ転じさせることで、抑圧のはけ口とすることが企図されている。

そうすることにより国内的には、より広い層からの軍事大国化と構造改革への合意と支援をとりつけ、それに伴う変化と「改革」の痛みを、大企業の利潤や恩恵に与らない層に対しても受容してもらえるような「従順」や国に対する「忠誠」「愛国心」を要求するのが、憲法全面「改正」の隠された意図であるだろう。そして、万一、抑圧された層や支援者が抵抗運動へと立ち上がるようなことになったとしても、武力を使って合法的に弾圧できるよう、憲法を「改正」し前もって準備しておこうとしている。憲法九条第二項の自民党改正案を思い出し出していきたい。「自衛軍の保持」と、その役割に「緊急事態における公の秩序の維持のための活動」が盛り込まれた条文が、不気味に挿入されている。

憲法「改正」案が提出されたのはこの時期が初めてではない。日本国憲法が公布された1947年以降60年代の初めまでに21の改憲案が出されるという改憲の最初の危機があった。しかし当時最大の山場であった岸信介内閣の改憲と軍国主義復活の試みは、60年安保改定反対の国民運動の昂揚の前に挫折を余儀なくさせられていった。安保闘争における国民的盛り上がりは、安保条約そのものを阻止するには至らなかったが、その後の自民党政治を方向転換させ、憲法「改正」や軍国主義復活の動きを阻止していくことには貢献してきた。国民の力の脅威を見せつけられた自民党は、長年の保守独裁政治の下で、1955年の結党以来の党是であった改憲を2000年に入るまで総選挙の際の政策で提案することができない状態が続いた¹³⁾。

これまで、人々の憲法支持の力の結集で「改正」阻止へとつなげてきたが、現実に、九条の「改正」を最重要事項とした日本国憲法の全面「改正」が、政治の日程に上がってきている。そして、「改正」が国民の広い層に受け入れられようとしている。他方、グローバル経済上も国際政治上も、覇権をほしいままにするアメリカ、日米安全保障条約の相手国であるアメリカによって、「改正」が強く要請されている。その要請通り名実共に強国になることを強く望んでいるのが、政府であり財界である。自民党は結党以来このような日の来ることを長年待ち望んでいた。そもそも自民党は日本国憲法には最初から嫌悪的で、常に改憲の契機を窺っていた。保守一党独裁の長い歴史の中で、それを阻止してきたのは、憲法九条と日本国憲法の精神を擁護する人々の力であった。

しかし、最初の改憲の波に襲われた頃（憲法発布から60年代前半）と比較すると、日本国憲法改憲に反対し、日本国憲法の精神を擁護する人々の数が、この60年の間に徐々に、そして現在では大幅に減少してきている。改憲の要請が国際政治とグローバル経済下における状況での必要性に駆られた要請であったとしても、その必要性は、軍事大国化、つまり、明治以来の富国強兵を望む国と財界の必要性から出てきている。国と財界、大手企業を富まし利することはあっても、国民の広範な層はむしろ切り捨てを余儀なくさせられる。軍事大国化で一番に削られるのは社会福祉関係の予算である。そして、その切捨てられる層の中には、戦争のできる「自衛軍」になった際、「お国のために（愛国心）」、人を殺すことを厭わないで、そして、（喜んで）死んでいってくれる「若者」が一番に想定さ

れている。

4 憲法「改正」と内的条件

3の外的条件では、政治と経済の国際情勢から要請される改憲状況に焦点を当ててみてきたが、実は、冷戦終焉以降のこの国際的条件は、改憲組にとっては改憲の条件として待ち望んでいた軍事大国化をめぐる条件が出そろったというに過ぎない。そのような条件が出現する以前から、改憲は、自民党結党以来の党是であったのだから。改憲組は、改憲に向けてこの条件を最大限利用しようとするであろう。

私たちは、現在起こっている改憲問題に対峙する時、政治的、経済的、軍事的プレzensの増大願望とその要請を経済のグローバリゼーションという外的条件からのみ見ていたら、勢いづく改憲の波に飲み込まれてしまうであろう。経済のグローバリゼーションという要因とは別に、年を経るごとに人々が改憲に傾いていった内的な条件をしっかりと見据えなくてはならない。たとえ憲法「改正」の必要性を迫られる外的な条件がそろっていたとしても、政府や財界が自分たちの願望と利益に基づいて軍事大国化や構造改革を推し進めるために憲法を「改正」しようとしても、それを阻止し反対する力の盛り上がりが強ければ、政府も財界も別の選択肢を選ばざるを得なくなる。

ここでいう内的条件とは、日本人が起こした侵略戦争に対する歴史認識に関わる私たち自身の問題である。つまり、侵略戦争の加害の責任と関連している。憲法九条は、「もう戦争はこりごり」という日本人の戦争被害の体験によって支えられてきた。それは、空襲や原爆、引き揚げや、兵士の苦難や死といった、戦争にまつわる諸々の被害体験である。それはアジア太平洋戦争の総力戦を戦った日本人と銃後の日本人すべてが巻き込まれた戦争被害の体験であった。

戦争の被害体験は、構成員の大半が戦争経験者であった時代には憲法九条を支える強力な力として作用した。しかし、日本人の戦争被害の記憶は、時代を経て世代交代を重ねるにしたがって必然的に薄まり弱まっていかなざるを得ない性質を持っている。なぜなら、日本人の戦争被害の体験は、侵略戦争という自らが引き起こした加害によってもたらされたものだからである。

侵略戦争に抗して戦った側の被害は、民族の抵抗の歴史として記憶される様々な装置によって、記憶を風化させないよう後世に受け継がれていく積極的な努力が払われる。他方、侵略戦争を仕掛けた側の被害は、被害を語り続けること自体が、侵略戦争を否定する国家の見解に裂け目をもたらすため、積極的な記憶の継承が不可能となる。それに、戦争の被害の苛酷さや残酷さは、これから軍事大国化しようとしている国家にとって、マイナスにこそなれプラス要因にはならないからである。

つまり、侵略戦争を否定する国家は、他国や他民族を侵略し暴虐をほしいままにした加害の事実を後景化し隠蔽するにとどまらず、自国民が被った被害の事実をも後景化・隠蔽していくのである。その結果、戦争被害の記憶の体系的な継承

が困難となり、後の世代との間に記憶の断絶が生じる。そして、戦争の被害体験によって支えられていた憲法九条は、被害体験の風化とともにその支持を減少していかざるを得なくなる。これが、今改憲をめぐる護憲組と改憲組の割合が逆転してきている内的な要因である。

つまり、被害の側面からのみ戦争を見る視点では、日本人の被った戦争被害を継承することさえ不可能なのである。その被害の元、よってきたところは、日本が中国大陸をはじめとするアジア各国を侵略した戦争にあったことに気づかなければならない。日本人が体験した戦争の被害が、日本が行った侵略戦争から引き起こされているという事実を眼を向ける必要がある。そして、その戦争が、明治以降の日本が目指した「近代化」の帰結としてもあったということにも眼を向けていかなければならない。「近代化」のプロセスの中で、昭和の戦争（アジア太平洋戦争）に先立って、台湾や朝鮮半島を植民地化し「大日本帝国」の領域を拡大していくという帝国としての営為の行き着く先に、昭和の戦争があった。

日本人に対する戦争被害が、自国の侵略戦争から引き起こされたという事実を認めるということは、侵略した国や地域で、侵略者であった日本人が何をしたかという日本人の行った戦争行為の具体的な事実、例えば、南京大虐殺、「従軍」慰安婦、強制連行、三光作戦、七三一部隊等々を知り、それらを戦争の事実として認めるということである。そして、この侵略の事実に対して、他国や他民族の上に為された加害の責任を担うということである¹⁴⁾。言い換えるなら、日本という国が行った加害の責任を明確にし、加害の責任を担うことのできる国（政府）に、国の構成員である主権者一人一人がしていくことである。

5 終わりに どんな国にしたいのか

日本が行った侵略戦争の加害の事実を明らかにし、他国や他民族に対する加害の責任を認め、加害の責任を担うことを抜きにしては、戦争がもたらした自国民への被害を継承していくことは、現実的にも論理的にも不可能である。この点に気づかない限り、日本人の戦争の被害は記憶の継承を失って宙に浮遊してしまうであろう。それだけでなく、歴史認識に対する加害の自覚を欠くならば、嵐のように押し寄せる改憲の波に押さえ込まれてしまうであろう。一人一人が過去の歴史の事実をどう判断し何を受け継いでいくかは、私たちの住む国のあり様を決定する。

私たちはグローバリゼーションの流れを止めることはできないが、グローバリゼーション下での国のあり方を決めることはできる。国の権力は、政府や財界の思惑や願望によってではなく、国の構成員である主権者一人一人のものである。自分たちの住む国をどのような国にしたいのか。軍事大国として軍事費を増大させる代わりに社会福祉費を削って弱者を生み出し、切り捨て、切り捨てられた弱者の上に見せかけの繁栄を築くような国にしたいのか、それとも個人一人一人の幸せのために運営されるような国を創りたいのか。自分たちの国をどのような国にしていくかは、その構成員である私たち一人一人の営為の総意にかかっている。

私たちは、加害の事実を受け入れる勇気を持ち、その責任を担うことに誇りを持つ人たちが構成される国をつくりたいのか、逆に、加害の事実を隠蔽し被害の事実をも後景化・隠蔽して、再び戦争に加担する国をつくりたいのか。憲法「改正」の危機にあって、護憲の力を増していくために、まさにそのことが問われているといえるだろう。

【注】

- 1) 日本国憲法はその特色「平和主義」「国民主権」「基本的人権の尊重」に見られるように、それまでの明治憲法（大日本帝国憲法）には見られない崇高な人類の理想が謳われている。しかし、現在、主張されている改憲とは異なった意味で真の改正が必要な条文も存在する。例えば、「国民主権」も「基本的人権の尊重」も、それが「国民」に限定されており、「在日」の人たちの人権が保障されていないという点など。また、天皇の条項など。
- 2) 捕虜になって帰隊した兵士や軍隊内部の制裁の例は、第59師団第54旅団第111大隊所属初年兵助教であった絵嶋毅さんのインタビュー（2006年11月28日）による。国民の例は、美輪明宏、2005、『人生・愛と美の法則』NHK人間講座、NHK：21-23
- 3) 2005年10月28日発表の自民党「新憲法草案」
- 4) Stockholm International Peace Research Institute, 2007, SIPRI Yearbook2007, Oxford University Press：270
- 5) 日米安保体制の対象は、72年には沖縄も含めた領域に、80年代には、台湾近海にいたる「千カイリ・シーレーン」防衛を自衛の範囲に、96年にはアジア太平洋地域に拡大している。そして、これに基づく日米新ガイドライン（97年）と周辺事態法（99年）でインドシナ半島、タイ、インドネシア、ニューギニアを含む広大な「周辺地域」での米軍支援を可能にした。その後アフガン派兵やイラク派兵など海外派兵を拡大し、2005年の「日米安全保障協議委員会」では、「世界の平和・安定・繁栄を推進する」「大量破壊兵器の拡散やテロを防止する」「エネルギーを確保する」などその対象を「世界」に拡大。日本平和委員会、2005、『知っていますか「米軍再編」』：10
- 6) 主要国の憲法は、例えばオーストラリア3回（住民に対する差別規定廃止や国民投票権者の範囲拡大）やアメリカ6回（主に個人の権利を拡大する修正条項の追加）にみられるように権利の拡大という形で改正が行われている。高橋哲哉・斉藤貴男、2006、『憲法が変わっても戦争にならないと思っている人のための本』、日本評論社
- 7) 渡辺治、2005、『憲法「改正」』、旬報社：13-14
- 8) グローバル市場秩序を維持するためのアメリカの軍事作戦に対して日本の軍隊が全面的に後方支援をするという体制
- 9) 天皇の元首化、新しい人権、首相の公選制、内閣から内閣総理大臣への行政権の委任、憲法裁判所創設、憲法96条の改正手続きを変える「改正」をも含め、憲法全体の「改正」構想が出される【渡辺2005：34】
- 10) 中国は、文革後、鄧小平の近代化政策により市場経済体制への移行を試みるが、改革開放政策の歪みや矛盾から1989年、天安門事件が起り、改革開放政策は一時中断する。1992年以降、再び改革開放が推し進められ、経済成長が加速し、生産大国としてだけではなく、米欧日に次ぐ第4の市場としても期待されている。田中修、2005、『中国経済政策史 1996-2004 財政・金融を中心に』
www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/ron117a.pdf

- 11) 二つの改革については〔渡辺2005：34-43〕を参照。
- 12) アメリカの軍事費は世界一位で全体の約半分（46%）を占め、二位以下と大きくかけ離れている。なお2006年の軍事費上位5は、USA5287億ドル、UK592億ドル、フランス531億ドル、中国495億ドル、日本437億ドルとなっている。〔SIPRI2007：270〕
- 13) 2000年6月の森喜朗首相時の総選挙で23の選挙政策中20番目に、2003年11月の小泉純一郎首相時の総選挙では7つの重点政策の5番目に提案され、2005年10月には自民党「新憲法草案」が出される。民主党も2003年の総選挙時に提案している。〔渡辺2005：11〕
- 14) 加害責任とは、植民地支配責任を含む戦争責任のことである。戦争（と植民地支配）の罪責に対して、国として当然果たすべき法的責任（謝罪、補償・賠償、責任者処罰）を果たしていない日本という国にあって、主権者として、国が責任を履行するよう要請していく責任を負っている。他国の被害者に対しても自国被害者に対してもそうである。そして、戦争（と植民地支配）の真実を語り継ぐ記憶の継承のための歴史教育や人権教育を、国に求めていくのも主権者の責任である。

（つばた みちこ・東京都立大学）